

鎌倉市公共施設再編計画策定等支援
業務委託

公募型プロポーザル実施要領

鎌倉市 経営企画課

1 業務の目的

鎌倉市では、第3次鎌倉市総合計画 第2期基本計画 後期実施計画において、平成24・25年度の期間で既存公共施設のあり方等の検討を行い、平成26年度に公共施設再編計画の策定を目指しています。

平成24年度に鎌倉市公共施設再編計画策定委員会、鎌倉市公共施設策定庁内検討会等での審議を重ね、平成25年4月に公共施設再編計画基本方針を策定したところです。

平成25年度はこの基本方針を踏まえ、平成26年度の公共施設再編計画策定に向けて、公共施設再編計画の前提となる総合的な視点に基づく保全計画（暫定版）の策定、用途別・地域別の課題や配置状況等の整理、再編方法の検討、先導的な役割を担うモデル事業に関する実行計画の策定等を進めていく予定です。

これら事業の実施に当たり、保全計画（暫定版）の作成支援、公共施設再編計画の検討支援、先導的なモデル事業の実行計画の作成支援、再編計画等を推進する上での市民意見の聴取の企画・実施支援、鎌倉市公共施設再編計画策定委員会等の運営支援などに係る業務について、知識、技術、経験等を有する事業者へ委託しようとするものです。

2 業務の概要

(1) 業務名

鎌倉市公共施設再編計画等策定支援業務委託

(2) 業務内容

別紙「鎌倉市公共施設再編計画策定等支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(3) 履行期限

平成26年3月31日（月）

ただし、各月の成果物等の納期限は契約締結時に別途定めます。

(4) 事業費限度額

本業務の事業費の限度額は8,400,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）です。

3 委託事業者選定方法

(1) 選定方法

公募によるプロポーザル方式

(2) プロポーザル名称

鎌倉市公共施設再編計画策定等支援業務委託公募型プロポーザル

4 担当課

鎌倉市経営企画課（担当：若林、岩元）

所在地 〒248-8686 鎌倉市御成町18-10

電話：0467-23-3000（内線2565）

メールアドレス facility@city.kamakura.kanagawa.jp

ホームページURL <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>

※お問い合わせについては土曜日、日曜日及び祝日等の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後5時まで受け付けています。

5 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとします。なお、複数の企業による業務は認めますが、契約者は1社とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく鎌倉市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) このプロポーザル方式実施の公告の日から業務委託契約締結の日までの間のいずれの日においても、鎌倉市入札指名停止等取扱基準（平成24年）の規定に基づく指名停止等期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (4) 鎌倉市暴力団排除条例（平成23年10月条例第11号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と関係を有しないこと。
- (5) 平成19年度から平成24年度の間地方公共団体の公共施設再編計画策定等に関連した業務を元請（ただし、JVの場合は代表者に限る。）として完了した実績があること。

6 選考スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（概要）は以下のとおりです。

内容	期間等
公募の開始	平成25年5月15日（水）から市ホームページにて提出書類等のダウンロードができます。また、書類等の直接配布は経営企画課にて同日より開始します（休日を除く午前9時から午後5時まで）。
参加申し込み（電子メール）	平成25年5月15日（水）午前9時から平成25年5月30日（木）午後5時まで ※メール送信後「経営企画課」に受信確認の電話をしてください。 ※参加資格の選考を行い、平成25年6月3日（月）までに選考の結果を電子メールで通知する予定です。
質問の受付（電子メール）	平成25年5月21日（火）午前9時から平成25年5月23日（木）午後5時まで ※メール送信後、経営企画課に受信確認の電話をしてください。 ※質問の回答は、平成25年5月27日（月）までに鎌倉市ホームページ上で公開します。
提案書等の提出（持参）	平成25年5月29日（水）から平成25年6月3日（月）までの休日を除く午前9時から午後5時までに経営企画課に持参してください。
プレゼンテーション	平成25年6月11日（火）を予定しています。
結果通知	平成25年6月17日（月）の午後5時までに、選考の結果を電子メールにて通知する予定です。

7 参加申し込み

このプロポーザルに参加する場合は、「公募型プロポーザル参加申込書（様式1）（以下「様式1」という。）」、「業務経歴書（様式5）（以下「様式5」という。）」及び業務経歴を確認できる契約書の写しを提出してください。提出がない場合、このプロポーザルへの参加は認められません。

(1) 受付期間

平成25年5月15日（水）午前9時から平成25年5月30日（木）午後5時まで

(2) 提出方法

「様式1」及び「様式5」に必要事項を記入し、契約書の写し（PDF）とともに電子メールに添付して「経営企画課」へ提出してください。電子メールの表題は「プロポーザルに関する参加申し込み（事業者名）」としてください。メール送信後「経営企画課」に受信確認の電話をしてください。

なお、送信する電子メール及び電子メールに添付する電子ファイルは、コンピュータウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理（以下「コンピュータウイルス対策処理」という。）を実施の上、送信してください。

(3) 参加資格の選考

提出資料を基に参加資格の選考を行い、平成25年6月3日（月）までに参加資格の選考結果について、参加申し込みをしていただいたすべての事業者へ電子メールで通知する予定です。

参加資格を有する事業者（以下「参加事業者」という。）には、提案書等の提出及びプレゼンテーションを行っていただきます。

8 質問の受付

このプロポーザルに関して質問がある場合は、「質問票（様式2）（以下「様式2」という。）」を提出してください。

(1) 受付期間

平成25年5月21日（火）午前9時から平成25年5月23日（木）午後5時まで

(2) 提出方法

「様式2」に必要事項を記入し、電子メールに添付して「経営企画課」へ提出してください。電子メールの表題は「プロポーザルに関する質問（事業者名）」としてください。メール送信後「経営企画課」に受信確認の電話をしてください。電子メール以外での質問（電話での問い合わせ等）については回答いたしません。送信する電子メール及び電子メールに添付する電子ファイルは、コンピュータウイルス対策処理を実施の上、送信してください。

(3) 回答

質問及びその回答の内容は、平成25年5月27日（月）までに鎌倉市ホームページ上にて公開する予定です。

9 提案書等の提出

事業者は、以下のとおり選考に必要な書類（以下「提出書類」という。）を提出してください。

(1) 提出期間

平成25年5月29日（水）から平成25年6月3日（月）までの休日を除く午前9時から午後5時まで

(2) 提出書類

提出書類は次の表のとおりです。提出書類は日本工業規格によるA4判の規格で作成し、①～⑨について左綴じで3部作成し、②～⑦の書類について1部ずつ左綴じで10部作成してください。任意様式で作成する書類の用紙の向きは問いません。

また、事業者にてすでに作成済みの会社概要等のパンフレットのサイズは問いません。なお、②～⑦の書類については、作成した事業者名を特定可能な内容の記述はしないでください。

	提出書類	注意事項
①	公募型プロポーザル届出書	指定様式による（様式3）【3部】 ※代表者印を押印してください。
②	業務提案概要書	・業務提案概要書（様式4）（2枚まで） ※上記概要書の補足がある場合は、A4判・2枚以下で任意提出（任意様式） 【各13部】
③	業務経歴書	指定様式による（様式5）【13部】 ※5件まで。
④	実施体制調書	指定様式による（様式6-1）【13部】
⑤	配置予定者調書	指定様式による（様式6-2）【13部】
⑥	業務工程表	指定様式による（様式7）【13部】
⑦	見積書	指定様式による（様式8）【13部】 ※13部作成するうちの3部については、事業者の所在地、名称、代表者職名を余白に記載し、代表者印を押印してください。
⑧	誓約書	指定様式による（様式9）【3部】
⑨	その他	・5（5）に関する契約書（業務名、発注者、契約者、業務内容、業務期間、契約金額などが分かる範囲）の写し（1契約分のみ） ・会社概要等のパンフレット ・履歴事項全部証明書 ・配置予定者の健康保険被保険者証の写し ・資格を証明する書類の写し ・実績確認ができる書類の写し 【各3部】

10 選考方法

(1) 選考手順

市で設置する審査会において、評価及び選考を行います。参加事業者ごとに別紙「評価基準」に基づいて評価を行います。選考にあたっては最低基準を設け、最低基準を満たした者のうち、得点が上位の者を契約予定事業者として決定し、次に得点の高かった者を、次点の事業者として決定します。最高得点者が複数の場合は見積額がより廉価であった事業者を契約予定事業者とし、さらに見積額が同額であった場合は、審査会の投票で決定します。

なお、参加事業者が1者の場合も、選考を行い、すべての企画提案が最低基準を満たさなかった場合、再度公募を行うものとします。また、選考の結果、最低基準の点数を上回っている者がいなかった場合、このプロポーザルにおいては契約を行わず、再度公募を行うものとします。

(2) 選考における評価基準

別添「評価基準」のとおり

(3) 書類提出締切日

平成25年6月3日（月）

(4) プレゼンテーション実施日

平成25年6月11日（火）を予定しています。

（変更になる場合、平成25年6月4日（火）までに参加事業者に連絡するものとします。）

(5) プレゼンテーション会場等

日時及び場所等の詳細については別途連絡します。

(6) プレゼンテーション出席者

3名以内。管理責任者となる方は必ず出席してください。

(7) プレゼンテーション審査内容

20分程度のプレゼンテーションの後、提出書類の内容等に関する質疑応答（10分以内）を行います。なお、プレゼンテーション時にパソコン、プロジェクター等を使用する場合は、「経営企画課」に事前に連絡の上で、相談するものとし、必要機器について各参加事業者で用意してください。

プレゼンテーションの順序は、業務提案書の提出順の逆順に行うこととします。参加事業者ごとの開始時間は別途連絡します。なお、プレゼンテーションの場において、参加事業者名を特定可能な内容の表現をしないでください。

(8) その他

審査会での選考は非公開とします。

11 結果の公表

選考結果については、鎌倉市ホームページで公表するとともに、平成25年6月17日（月）までにすべての参加事業者宛に電子メールで通知する予定です。

12 契約の締結

本業務の委託契約予定事業者に選定された参加事業者は、鎌倉市と協議の上で、契約に必要な書類を揃え、速やかに契約を締結するものとします。

なお、契約予定事業者が何らかの理由により契約を行えなかった場合、次点の事業者を契約予定事業者とします。

13 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 「提案書等の提出」の提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が事業費限度額を超えている場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査会会長が失格であると認めた場合

14 その他留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する費用はすべて参加する事業者の負担とします。
- (2) 提出書類の提出後の修正又は変更は一切認めません。
- (3) 提出書類の「実施体制調書（様式6-1）」に記載する管理責任者及び担当者（以下「管理責任者等」という。）は、このプロポーザル方式実施の公告の日以前に参加する事業者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとします。また、鎌倉市と契約を締結する事業者は予定した管理責任者等を配置するものとし、当該管理責任者等の交代については死亡、傷病、退職等のようなやむを得ない場合を除き、これを認めないものとします。
- (4) 鎌倉市と契約を締結する事業者は、提出書類の「業務工程表（様式7）」に記載する内容を基に鎌倉市と協議を行い、決定したスケジュールに基づき業務を実施するものとし、鎌倉市の許可なく業務行程の変更はできないものとします。
- (5) 提出書類の著作権は参加する事業者に帰属します。ただし、鎌倉市がこのプロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (6) 提出された書類は返却しません。
- (7) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、鎌倉市情報公開条例（平成13年9月条例第4号）に基づき提出書類を公開することがあります。
- (8) 「参加申し込み」の後に、辞退する場合は、辞退届（様式10）を提出するものとします。
- (9) この委託業務の契約書には、再委託の禁止に関する定めを設けるものとします。
- (10) この実施要領に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、鎌倉市財務規則（平成7年規則第34号）等関係法令等の定めるところによります。